

2023年7月14日

各位

会社名 ユナイテッド&コレクティブ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 坂井 英也  
(コード:3557、東証グロース)  
問合せ先 : 管理本部長 畑中 俊哉  
(ir@united-collective.co.jp)

### 上場維持基準(純資産基準)の適合に向けた計画に基づく進捗状況について

当社は、2023年4月14日に公表しております「2023年2月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載のとおり、2023年2月末時点において743百万円の債務超過となり、東京証券取引所グロース市場における純資産に関する上場維持基準に適合しない状態となったため、2023年5月19日に「債務超過解消に向けた計画について」を開示しております。つきましては、2024年2月期第1四半期における上場維持基準(純資産基準)の適合に向けた計画の進捗状況について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 2024年2月期第1四半期決算の状況について

本日開示しました「2024年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載のとおり、当社は、2024年2月期第1四半期において、売上高は1,664,363千円(前年同期比135.1%増)となり、売上総利益は1,263,233千円(前年同期比141.5%増)、営業利益は33,734千円(前年同期は営業損失378,926千円)、経常利益は32,520千円(前年同期は経常損失173,427千円)、四半期純利益は7,261千円(前年同期は四半期純損失99,290千円)となり、当該第1四半期における債務超過の額は、646,581千円(前事業年度末債務超過の額743,302千円)となっております。

##### 2. 債務超過の解消に向けた基本方針について

当社は、2023年5月19日に公表しました「債務超過解消に向けた計画について」に記載のとおり、事業面及び財務面での安定化を図り持続的な収支の改善を図ることで、当該状況の解消・改善に努めてまいります。

##### 3. 基本方針を踏まえた取り組みの進捗状況について

###### ① 事業面の取り組み

(1) 売上面においては、メインブランド「てけてけ」をリモデル店舗として2023年4月4

日に「焼鳥酒場 てけてけ 渋谷本店」をオープンし、予算を上回る売上で進捗しております。また、「焼鳥酒場 てけてけ 渋谷本店」で導入した新商品を「てけてけ」全店舗に展開し、「the 3rd Burger」においては前期より引き続き季節商品の入れ替え頻度を3ヶ月に1回から2ヶ月に1回に増やすなど、業態の鮮度を維持・向上するための新商品開発を推し進めてまいりました。加えて店舗 QSC レベルの向上の取り組みを強化することにより、既存店のトップラインは2023年5月において2019年同月比で91%まで回復しております。

(2) 費用面においては、前期の取締役会にて決議した不採算店17店舗の撤退及び1店舗の業態変更について、退店につきましては当第1四半期末日の閉店を含め11店舗の退店が完了しており、5店舗については今後収益が見込めると判断し退店の撤回を行っております。1店舗の業態変更については「the 3rd Burger 渋谷宮益坂店」を「焼鳥酒場 てけてけ 渋谷本店」に業態変更し完了しております。また、本部コストについては、2023年4月に本社の縮小移転が完了しました。これにより本部コスト削減の取り組みは完了しており、当第1四半期の本部に紐づくコストは2019年同期と比べ30%以上削減しております。加えて、原材料費や光熱費など物価高騰の影響を価格転嫁により吸収し、変動費を抑制する取り組みを行ったことで、原材料費率・水道光熱費率は計画通りの進捗で推移しております。

(3) これらの取り組みにより、2024年2月期においては営業黒字へ転じ、2025年2月期においては2020年2月期を上回る営業利益の計上を計画しております。なお、当第1四半期においては営業黒字へと転じております。

## ② 財務面の取り組み

当社は、資本増強にともなう財務体質の改善及び運転資金、事業資金の調達のため、2023年2月15日に公表しております「第8回乃至第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結並びに第7回新株予約権の買入消却に関するお知らせ」のとおり、第三者割当による新株予約権の発行を行っております。当第1四半期累計期間において第8回新株予約権の行使により調達した資金は75,273千円となっております。

## 4. 今後の見通しについて

引き続き、業務改善に取り組み、持続的な収支の改善を図るとともに、今後も第三者割当増資などの資本増強に向けた施策を推進し、当該状況の解消・改善に努め、債務超過解消を目指してまいります。

なお、2023年2月期の債務超過は、新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであるため、上場維持基準の「純資産」に係る改善期間が、1年から2年に延長されております。

今後におきましては、事業年度末日で債務超過の解消が確認されるまでの間、四半期ごとに当該取り組みに関する報告を実施させていただきます。

以上